

報道関係者各位

令和6年1月29日（月）  
【照会先】  
山口労働局労働基準部  
労働基準部長 上条 訓之  
健康安全課長 梅本 賢治  
電話（083）995-0373

## 小売業の労働災害防止に向けた協議会を開催します

～増加傾向にある県内小売業の労働災害防止のための取り組みを行います～

休業4日以上<sup>※</sup>の労働災害による休業者数は、近年、反転し、小売業等の第三次産業を中心に増加傾向にあります。小売業における「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による休業者数が年々増加傾向にあり、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害の増加が課題となっています。労働者の高齢化にも伴って、転倒災害は骨折などを伴う休業1か月以上のものが半数以上を占め、障害を伴う災害も少なくありません。

このため、山口労働局（局長：名田<sup>なだゆたか</sup>裕）は、小売業において労働災害防止対策に積極的に取り組んでいる県内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会を設置し、取組目標の設定、行動災害の予防に係る啓発資料の作成、労働安全衛生管理の取組事例を県内の事業場へ水平展開を行うこと等により、労働安全衛生に対する取組の機運醸成を図ることとしています。

### 山口県小売業 SAFE 協議会

- 日時 令和6年2月9日（金）14：00～15：30
- 場所 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館 5階共用会議室
- 内容 別紙のとおり

※頭撮り可。報道関係者は、冒頭の行政説明終了時まで傍聴が可能です。

なお、御席の関係から、一般傍聴は受け付けておりません。

## 山口県小売業 SAFE 協議会について

### 1 企業・団体等

(構成員)

- ・株式会社丸久
- ・生活協同組合コープやまぐち
- ・山口県農業協同組合
- ・中央労働災害防止協会
- ・独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター
- ・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
- ・山口県産業労働部
- ・山口県商工会議所連合会

(オブザーバー)

- ・マックスバリュ西日本株式会社
- ・株式会社イズミ
- ・株式会社サンリブ

(アドバイザー)

- ・国立大学法人山口大学大学院創成科学研究科
- ・山口県理学療法士会

### 2 内容（主なもの）

- ・協議会の取組目標の設定
- ・小売業における職場巡視結果の報告について
- ・転倒予防・腰痛予防のための身体の使い方・身体づくり
- ・意見交換（取組事例の発表等）

### 3 取材申し込みについて

取材（撮影）を希望される報道機関の方は、準備の都合等がございますので、以下の連絡先に、電子メールまたは電話により、①報道機関名、②担当者名、③予定人数、④中止等連絡先を [kenkouanzenka-yamaguchikyoku@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzenka-yamaguchikyoku@mhlw.go.jp) まで 2月7日（水）17 時までにお知らせください。



# 令和5年度第2回 山口県小売業SAFE協議会 (抄)

令和6年2月9日 (金)  
山口労働局提出資料

## 2 小売業での労働災害増加の背景

- 労働者の高齢化（身体機能低下）
- 人手不足（業務多忙・未熟練による被災）
- 働き方の多様化（フルタイム・終身雇用→パートタイム・有期雇用）
- 労働安全衛生確保の取組の遅れ（第二次産業では「ご安全に」）
- 顧客第一の慣習
- 転倒・腰痛対策に取り組むメリットの分かりづらさ  
（軽微なイメージ、日常生活でも発生）



## 2 小売業での労働災害増加の背景

労働災害による休業

病気による休職

突然の離職



過重労働（過労死・精神疾患等）

サービス低下による顧客・利用者離れ

悪い噂により求職者の減少

優秀な人材の流出

業績の悪化



人員不足による

長時間労働の増加（人件費増）

同僚・上司の負担増

顧客・利用者へのサービスの低下

人事担当の苦勞

要人が抜けたときの職場の混乱

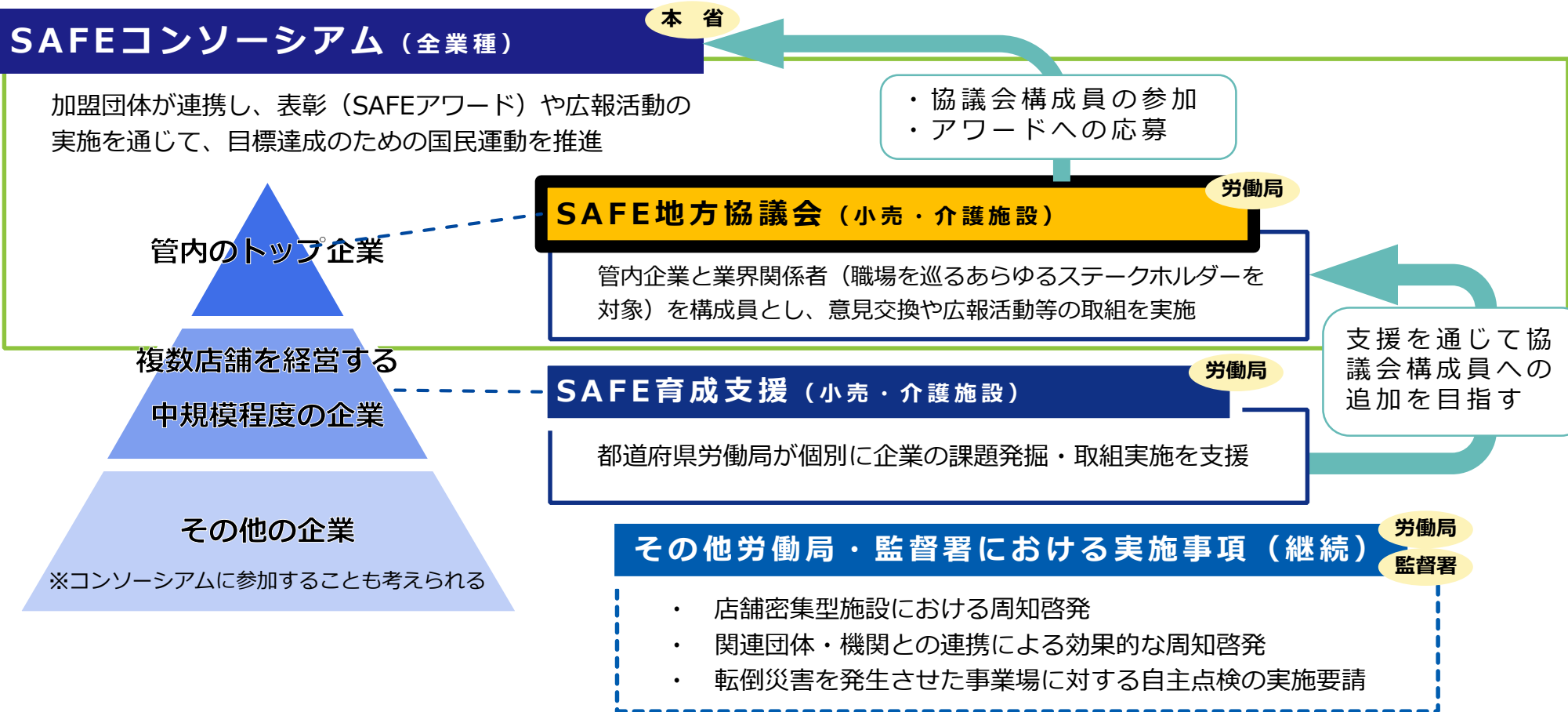
職場環境の悪化



# 負のスパイラル

労働災害を減少させて人材の定着を図り、高齢者が安心して働き続けられるようにするためには、労働安全衛生法令の枠組のみならず、地域の情勢等も踏まえつつ、事業者を様々な側面からエンカレッジしていく必要がある

### 3 SAFEコンソーシアムについて



出典：厚生労働省資料を山口労働局が一部改変

参考資料：小売業、介護施設を中心として増加する行動災害の予防対策の推進について（令和4年2月9日付け基安発0209第1号）、小売業、介護施設を中心として増加する行動災害の予防対策の推進に係る留意事項について（令和4年2月9日付け基安安発0209第1号・基安労発0209第1号）

### 3 今後のSAFE協議会の取組方針

#### ○ 課題の共有

小売業において労働災害が増加している状況、特に増加する転倒や腰痛などの行動災害がどの業態・作業で発生しているかなど、小売業における安全衛生の課題を共有

#### ○ 取組事例の紹介

KYT活動の取組事例、事故共有動画を活用した安全衛生活動事例、腰痛予防ストレッチの導入事例、事故事例の共有事例などの紹介

#### ○ 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施

製造業等の他業種における視察も実施する

#### ○ 取組内容の発信

S A F Eコンソーシアムの取組であるアワードへの応募・発表（予定）

S A F Eコンソーシアムの活動として取組事例の発信（新聞、業界紙、セミナー開催など）

#### ○ 構成員・支援事業者の募集

安全衛生活動を支援する事業者で、協議会の運営に協力いただける事業者の募集を行う

#### ○ 安全衛生活動に関するPDCA（事務局案）

安全衛生活動取組状況等の確認、安全衛生方針の策定、安全衛生目標の設定・計画の策定、安全衛生活動の評価・改善



### 3 SAFEコンソーシアムについて

#### SAFEコンソーシアムの取組事例の例（案）

- 企業における取組

（例）腰痛予防体感教育

（例）転倒防止のための靴のすり減りの見える化



- マッチングによる取組

（例）フィットネス企業の監修による労災防止にも効果のある体操の開発  
大学と企業による社員食堂健康メニューの共同開発



### 3 経営課題と関連する安全衛生上の課題と対応例

小売業の経営課題	考えられる安全衛生上の課題の例	具体的な対応策の例
人手不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の魅力の向上と発信 →従業員の安全と健康を重視する社風</li> <li>高年齢労働者等の活用と安全衛生対策</li> <li>個々の従業員の生産性の向上 (アブセンティズム・プレゼンティズム 損失の削減) →安全・安心な職場環境の形成 →従業員への十分な教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒各店長の全社方針に沿った個々の方針表明</li> <li>⇒社内+S a f eキャンペーンやコンテストの実施と対外発信</li> <li>⇒エイジフレンドリーガイドラインの活用と対策</li> <li>⇒本社・店舗における安全衛生担当者の選任</li> <li>⇒4 S 活動、K Y 活動、危険の見える化</li> <li>⇒健康相談などによるメンタルヘルス対策</li> <li>⇒新人教育における安全衛生教育の徹底</li> </ul>
従業員の接客力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗の雰囲気改善 →いきいき働くことのできる職場環境の形成 →安全・安心な職場環境の形成 →従業員の健康増進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒本社・店舗における安全衛生担当者の選任</li> <li>⇒各店長の全社方針に沿った個々の方針表明</li> <li>⇒4 S 活動、K Y 活動、危険の見える化</li> <li>⇒健康相談などによるメンタルヘルス対策</li> <li>⇒健康経営、定期的な体操の実施</li> </ul>
適切な在庫管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックヤード等の整理整頓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒本社・店舗における安全衛生担当者の選任</li> <li>⇒4 S 活動</li> </ul>
個々の従業員の生産性 (アウトプット)の 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>アブセンティズム・プレゼンティズム 損失の削減 →安全・安心な職場環境の形成 →従業員への十分な教育</li> <li>作業手順の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒本社・店舗における安全衛生担当者の選任</li> <li>⇒4 S 活動、K Y 活動、危険の見える化</li> <li>⇒健康相談などによるメンタルヘルス対策</li> <li>⇒新人教育における安全衛生教育の徹底</li> <li>⇒新手順の危険ポイントの洗い出しと対策</li> </ul>
顧客の安全性の向上・ リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗の安全性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒本社・店舗における安全衛生担当者の選任</li> <li>⇒4 S 活動、K Y 活動、危険の見える化</li> <li>⇒従業員発案の安全対策の募集・実施</li> </ul>

### 3 今後のSAFE協議会の取組方針（事務局案）

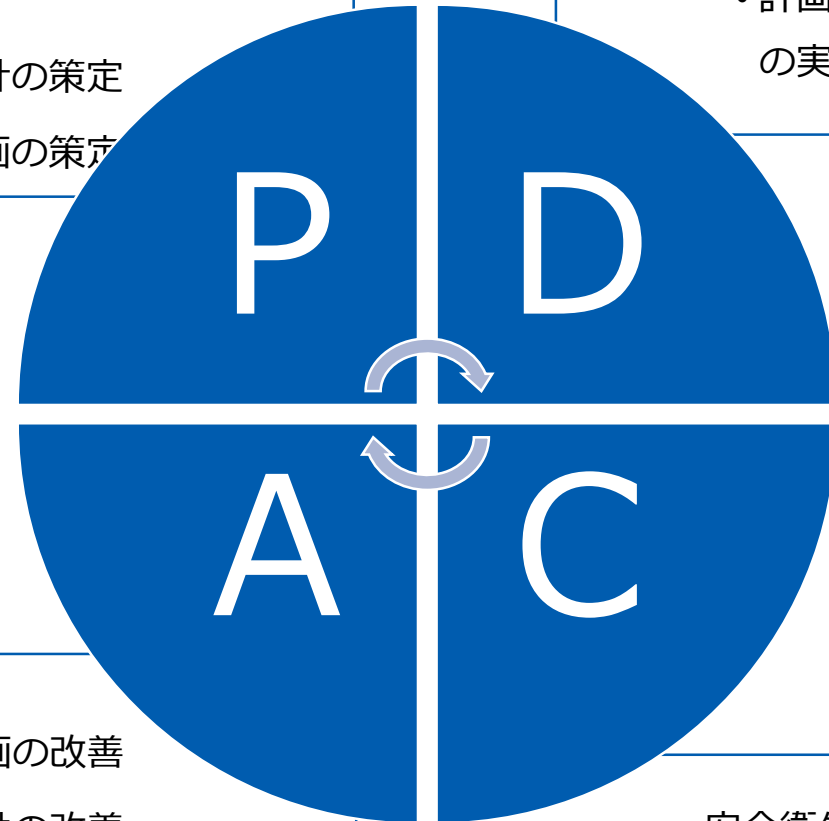
#### 協議会の方針

- 構成員は、安全衛生活動に関するP D C Aの各段階に応じて、協議会へ報告する
- 労働局及び支援協力事業者は構成員の安全衛生活動に対する支援を行う
- 協議会は、構成員が抱える共通の課題を課題として設定するとともに、課題を踏まえた協議会目標を設定し、取組の進捗確認、評価、改善を行う

#### 構成員の安全衛生活動に関するP D C A

- ・現状把握
- ・安全衛生方針の策定
- ・安全衛生計画の策定

- ・計画に基づく取組の実施



- ・安全衛生計画の改善
- ・安全衛生活動の改善

- ・安全衛生活動の評価

### 3 今後のSAFE協議会の取組方針（安全衛生方針とは）

#### ○ 安全衛生方針とは

事業場における安全衛生水準の向上を図るための安全衛生に関する基本的考え方を示すもの。



〇〇株式会社  
安全衛生方針

会社ロゴ

当社は、従業員の安全と健康の確保が企業活動の基盤であると認識し、以下の方針を定め、経営者、従業員一丸となって、安全で快適な職場づくりに取り組みます。

- 1.安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制を整備し、責任の所在を明確にする
- 2.全ての従業員に対し安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- 3.自主的な安全衛生活動を推進し、職場の活性化を図る
- 4.安全衛生関係法令を遵守するとともに、必要な事業場内ルールを設け、その遵守を図る
- 5.具体的な安全衛生計画を策定し、取組の実施、評価、改善を継続的に行う

令和年月日

〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇

安全衛生方針には次の事項を含めるようにしてください。

- ・労働災害の防止を図ること
- ・労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること
- ・法令・事業場内ルール等を遵守すること
- ・安全衛生計画に従い継続的な取組を実施すること

### 3 今後のSAFE協議会の取組方針（安全衛生目標の設定等）

#### ○ 安全衛生目標の設定とは

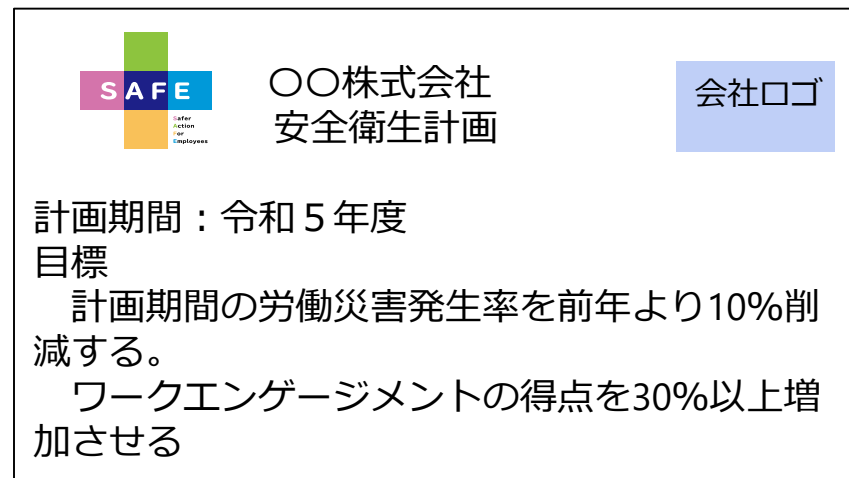
安全衛生活動取組状況等確認表でまとめた課題や、職場内の危険性または有害性の調査結果を踏まえ、一定期間において達成すべき到達点を示すもの。

#### ○ 安全衛生計画の評価とは

安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定めるもの。

安全衛生計画には次の事項を含めるようにしてください。

- ・具体的な措置の内容・実施時期
- ・日常的な安全衛生活動の実施事項
- ・安全衛生教育・健康教育の内容・実施時期
- ・安全衛生計画の期間



〇〇株式会社  
安全衛生計画

会社ロゴ

計画期間：令和5年度  
目標  
計画期間の労働災害発生率を前年より10%削減する。  
ワークエンゲージメントの得点を30%以上増加させる

#### ○ 安全衛生活動の評価・改善とは

策定した安全衛生計画で定める重点実施事項ごとに評価、指摘事項、指摘事項の原因、改善方針、改善内容等の洗い出しを行う。

	指摘事項	指摘事項の原因	改善方針	改善内容	改善完了 (予定日)	確認及びフォロー アップの必要の有無